

平成26年第6回太子町議会定例会（第453回町議会）会議録（第1日）

平成26年11月27日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 6 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 承認第4号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）)
- 8 議案第44号 平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 9 議案第45号 平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第46号 平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第47号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第48号 平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第49号 平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 議案第53号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第54号 太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 16 議案第55号 太子町下水道事業基金条例の制定について
- 17 議案第56号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第50号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第51号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 請願第8号 「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願
(総務常任委員会委員長報告)
- 22 請願第10号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
(福祉文教常任委員会委員長報告)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 6 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 承認第4号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）)
- 8 議案第44号 平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 9 議案第45号 平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 10 議案第46号 平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第47号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第48号 平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第49号 平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 議案第53号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第54号 太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 16 議案第55号 太子町下水道事業基金条例の制定について
- 17 議案第56号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第50号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第51号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 請願第8号 「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願

（総務常任委員会委員長報告）

追加日程第1 意見書案第4号 集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書の提出について

22 請願第10号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
（福祉文教常任委員会委員長報告）

追加日程第2 意見書案第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	佐 野 芳 彦
15番	中 井 政 喜	16番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽一郎
書 記	首 藤 智 子	書 記	八 木 智 晴

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝
監 査 委 員	水 野 賢 司	総 務 課 長	山 本 紀 弘

議長挨拶

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようござい

ます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

師走を目前にしまして何かと御多用の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成26年第6回太子町議会定例会（第453回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

さて、今期定例会では、各会計補正予算、条例制定等いずれも重要な案件を御審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え、殊のほか御多用のことと存じますが、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） おはようございます。

平成26年第6回太子町議会定例会（第453回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成26年もあと一カ月少々と慌ただしい時節を迎えようとしていますが、議員各位におかれましては、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、人事案件1件、承認案件1件、予算案件6件、条例案件7件の合わせて15件の議事につきまして御審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございます

が、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時01分）

○議長（橋本恭子） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第6回太子町議会定例会（第453回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本恭子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、中薮清志議員、堀卓史議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（橋本恭子） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの20日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（橋本恭子） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等15件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき、定期監査の報告書及び地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成26年

度9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のために本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委員、山本紀弘総務課長には本日の会議のみ、三木孝秀町民課長、八幡充治街づくり課長、水田茂上下水道事業所長、玉田正典社会教育課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（橋本恭子） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から9月26日、10月3日、10月10日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（橋本恭子） 日程第5、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

福祉文教常任委員会の所管事務調査の終了報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。

それでは、所管事務調査報告書を読み上げます。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件。小・中学校のICT教育について。

2、調査年月日。平成26年5月14日水曜日から平成26年11月12日水曜日の間で計8回。

3、調査の経過及び意見。調査中の課題について、以下のとおり終了報告をする。

(1)小・中学校のICT教育について。

調査詳細項目①、町内の小・中学校におけるICT機器の状況についての調査を行うこととし、当局へ出席を求めた。

平成19年度、20年度にかけてリースによりデスクトップ型パソコンを各小学校40台で計160台、中学校は学校ICT環境整備事業で各中学校42台、計84台を購入。小・中学校全体で244台のパソコンを稼働させている。

次に、ICT関連機器として、電子黒板を各小学校1台ずつ計4台、書画カメラを小学校に46台、中学校3台、合計49台設置しているという説明を受けた。

委員からの意見。パソコンや書画カメラ等の設置状況について、委員各位から学校間の格差が明らかになっている等々の意見が報告された。

結論。委員会として以下のとおり結論をまとめた。

21世紀にふさわしい学びを実現するために、できる限り児童・生徒一人一人が各教科の授業の中で機器に触れることができるよう、現在のようなデスクトップ型ではなく、手軽に持ち運び可能なノート型、またはタブレット型の機器を導入することが望ましい。

調査詳細項目②、姫路市と太子町内のICT環境の違いについての調査を行うこととし、姫路市立南大津小学校、太子町立太田小学校を視察した。

各教室に書画カメラ、50型ディスプレイ、指導者用ノートパソコン、また各校にタブレットを1セット11台（40人学級において4人に1台プラス指導者用1台）、大規模校には2セットを整備している姫路市に対し、太田小学校では書画カメラは14台設置されているが、1年生6クラスと2年生6クラスで計12台を常設し、残り2台を3年生以上が共同使用するため、絶対数が不足している。

また、コンピューター室に整備されているデスクトップ型パソコンは古くなっており、入れかえの時期に来ていることが確認できた。

委員からの意見。文部科学省は、平成26年度から29年度まで、教育のICT化に向けた環境整備4カ年計画を策定し、財源についても交付税措置がなされることになった。

委員各位からは、この計画に基づき、太子町各学校の児童・生徒数に見合う機器数の設置を行い、学校間の教育環境格差の解消を図る必要がある。

また、教員のICT研修の充実が必要である等々の意見が報告された。

結論。委員会として以下のとおり結論をまとめた。

町内の各学校、各教室に1台ずつの書画カメラを初め、持ち運び可能なノート型パソコンやタブレット等のICT機器をクラス数、児童・生徒数に応じた整備をする必要がある。

また、教員が自信を持って授業が進められるよう、ICT研修が可能な環境を整えること。

提言。以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、「公立高等学校の学区再編に伴い、姫路市と太子町の生徒間でICTに対する理解度に格差が生じないか一抹の不安がある。

よって、格差是正を図るためにも、町内の各学校、各教室に1台ずつの書画カメラを初め、持ち運び可能なノート型パソコンやタブレット等のICT機器をクラス数、児童・生徒数に応じた整備をすること」を提言するとともに、小・中学校では27、28年度にICT機器の置きかえが予定されていることから、必要経費の予算化を要望するものである。

また、教員に対して姫路市並みのICT研修を実施することは困難と思うが、「揖龍地区もしくは西播磨地区の連携した教員向けのICT研修の充実を図ること」を提言する。

以上、所管事務調査報告を終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第6 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本恭子） 日程第6、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしております陸井頼右氏の任期が平成27年1月25日付をもって満了となられるため、その後任として太子町米田121番地に在住しておられる井口宏幸氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めます。

井口氏の経歴は参考資料のとおりですが、人格高潔で人望も厚く適任者であると考えております。

なお、任期は平成27年1月26日から30年1月25日までの3カ年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) これから同意第5号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(橋本恭子) ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中島貞次議員及び服部千秋議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(橋本恭子) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(橋本恭子) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(橋本恭子) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

中島貞次議員及び服部千秋議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(橋本恭子) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票。

投票のうち賛成 14票、反対 1票。

上記のとおり賛成が多数です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第7 承認第4号 専決処分したのものにつき承認を求めることについて(平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号))

○議長(橋本恭子) 日程第7、承認第4号専決処分したのものにつき承認を求めることについて(平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(北川嘉明) 承認第4号専決処分したのものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)であります。議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分させていただきました。

今回の補正予算は、11月21日の衆議院議員の解散に伴い、12月2日公示、12月14日選挙期日の日程で衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う選挙が執行されます。選挙準備を進める上で迅速な予算執行が必要なため、選挙執行費の補正を行ったものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,302万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ122億7,695万1,000円としたものであります。

歳入予算の補正内容については、県支出金、総務費委託金の追加であります。

次に、歳出予算の補正内容につきましては、総務費、衆議院議員選挙費の追加であり、投票管理者等報酬、事務従事者手当、入

場券等郵送料、国民審査投票用紙読取分類機購入費、その他選挙執行事務経費を計上したものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 おはようございます。

これについては衆議院選挙ということで、解散ということで、県のほうから委託金という形で1,300万円程度というお金が入ってくるわけですが、これについての関係費用ということでも先ほども説明ございました。これについての中身の中で、職員手当等、また委託料、役務費、備品購入費等々ございます。

これ、まだ議決もされてないですから、どうなるこうなるというような話は当然出ないわけでありまして、これについても以前も決算の中で言いました。不在者投票とか選挙立会人等々の話も以前しました。常に同じような人がいるんじゃないかというような話、また職員の関係者の方々が雇われてるんじゃないかというような話もしてまいりました。

聞くと、そういう形がやはり見られた方が、そういうこともあったような話も聞きました。現時点で確認がとれるかどうかわかりませんが、この中で常に話もしておりますが、不在者投票の立会人とか、これもネット、広報とかで公募してるかと思っておりますけれども、現在も。

今こういった募集の形がどういう形になっているのか、現状の状況。何人足りなくて、今どういった状況なってるのかということ。

それと、私も不在者投票行ったときにも、投票責任者、そういう形がね、何人か、5人

という人数とか、そういった責任者がいなかったらいけないのに、いないじゃないかというような話もしました。

こういったことの管理を今後ちゃんとしていけるのかどうか、また町民を雇い入れて選挙事務等々をその人選の中で雇っていけるものを、町の職員がやってるような話も私聞きます。

だから、この人件費等々の中で、それがどういったことで町の職員が残業せなあかんとか、そういった形で人件費をこれ手当で、こういう形の仕事の中でこれが要るんやという形のことがわかれば、少し説明をしていただきたいと思います。

○議長（橋本恭子） ちょっと済いません。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前10時26分）

○議長（橋本恭子） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（堀 恭一） これにつきまして、従来よりいろいろな形での公募等も行わせていただいております。

今回につきましては解散が21日ということで、本当に選挙期日まで期間がないというようなことで、広報等にも立会人及び事務従事者等にも公募しております。

ただし、なかなかこの短期間では見つからないのが、本来の実情でございます。そのために、どうしても職員でやっていかなければならないというような今回選挙事情がございます。

そうした中で、今後ともそういう一般の方を募集できない場合は、また特定の方にお声をかけることもあるかと思っておりますけれども、そうした意味でも適正な選挙執行をしていきたいというふうに感じております。

また、手当につきましては国の基準に基づき決まっておりますので、それに従った手当の支給をしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それについては十分、こういった選挙ですから、公募を一生懸命やった結果、職員で対応せなあかんという場合は、これはわかります。

でも、職員を雇うありきでの形の中でやっていくっていうのが、どうもこれ話を聞いているとそういった傾向にあるのかなということも考えますので、その辺はしっかりと公募できるものはしていただきたいと、それが期間が短かったとかということもあるんですが、それも理解できます。

ただ、そこをもっともっと一生懸命やったのかという形の中でも、もっともっと努力していただきたいと思います。

それと、今般の選挙の中でも委託料、多分選挙の掲示板等々の設置があるかと思いません。

これについても、従前から森興業（株）がいつもやってるじゃないかと。もっとほかのところもこの仕事やれるんじゃないかということもちょくちょく私の口からも、また議会の中でも話があるんですが、これについての現状等々わかれば教えてください。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） ポスターの設置、撤去等、これまで森興業（株）さんのほうにお願いしておりました。

そうした中で、いろんな意見がございますので、またほかの業者さんにもどうですかということでお声をさせていただいて、今回そういう看板の設置撤去を主に他市町でもやっておられるところ、看板の制作会社なんかやられてるんですけども、そういうところにも意見照会をしました。

そうすると、今回参考見積もりをとった瞬間、やはり森興業（株）さんが非常に安かったというようなこともございました。

これは何も衆議院選挙に偏って見積もりを依頼したわけではございませんけども、そういう結果が出ております。

今回、選挙期日まで非常に短いという期間

もございまして、今回も森興業（株）さんをお願いしたいということで、そういう参考見積もりの結果もございまして、したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それについても、いつもの統一地方選挙でもこれやはり森興業（株）でされてるわけです。

今般についても時間がないとかという形の中で、先ほども値段的にも森興業（株）さんが安いという形の中で、それについてももっともっと勉強もしてやっていただきたいというふうに思いますので、今後ともそういったほかのところにもお声がけするという形のことでもぜひやってほしいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼します。

今回のこの予算は、かなりハードの面が多いんですけども、ちょっとソフトの面でお聞きしたいと思います。

本来ならば選挙管理委員会に問い合わせるべきかと思いますが、総務課がその窓口になっておりますのでちょっとお聞きしたいと思うんですけども、この選挙、2日が告示で、3日の日から期日前が始まります。

その期日前とか、本番の投票におきまして、今までも車椅子の方の対応とかもされてきてるわけですけども、以前の25年の選挙のときに住民の方からもちょっと要望をいただいた中で、こういう質問があったんですけども、脳のそういう疾患の病気になって、後遺症として手とか足が不自由な場合に、この投票用紙をもらっても、投票台で書くに当たってすごく滑って書きにくいんだというようなこともございました。

そのときには選管、そちらのほうに問い合わせをいたしましたら、各自が抑える物を持

ってきて、その投票会場の責任者の方に、私は抑えないと書けないから、これを置かせてもらってもいいですかというふうなお声がけをした上で、だったら許可をしましょうという使用許可という返事もいただいたことがあるんですけども、今般やはりそういう手に障害が残っておられる、つえを突いておられる方がたくさんおられます。

その中で、今の投票場の形ですと大変に不安定で、抑える物がなくなって本当に書きにくい。かといって、そこにおられる立会人の方とかに名前を書きただけですかというふうに言うのも言いづらい。なるべく自分の思いを自分の手で書きたいという、片手が使えないので書きたいという思いの方もたくさんおられるということをお伺いしました。

今回、また選挙が近々始まるわけですがけれども、こういう手足に障害を持っておられる方の対応、また車椅子に乗っておられる方の対応について、どのように担当の方は考えておられるのかについて、お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 確かに、私選挙管理委員会の直接担当ではございませんので、ちょっと答えにくい部分もあるんですけども、そういうような状況は過去から伺っております。

職員に対しましては、そういうことについても丁寧な対応をするように、また公職選挙法にのっとった適切な対応をするようにということで指導してまいりますので、またよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

どんなんですか、原案反対とか賛成の。

まず、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについては、衆議院解散ということで選挙という形の中で、当然太子町については上からおりてきたものという形でこのお金のやりとりってわかるんですが、実際町の声聞いてみますと、報道ではアベノミクスがどうやとか、成功したとか成功してないとか、こんなところで話をしてもしょうがないかわかりませんが、やはりこのアベノミクスの中でもうかってる人っていうのはいわゆるマクロ経済の中で株の取引等々やった方々が、私もちよくちよく株主の方お話を聞きますが、3倍、4倍になりましたという形でにこにこした顔をされております。

ただ、一般の方々については、アベノミクスになって何が変わったんやと。消費税上がって、物価が上がって、便乗値上げがあっただけやと。最近バターが足りないとかという話は何でかという、そういったアベノミクスのおかげで酪農家が少なくなって、供給が少なくなって、最終的には酪農家の方々やめられてバターの供給が追いつかないという形で値段が上がっていく。結局何やったんやという形の中で、この選挙。本当に大義がないと言や大義がないし、あると言えはある。政権与党ですから、解散するのは勝手やという評論家の方々も言われてます。

ただ、本当に町の声聞くと、ほんまに何やろ、この選挙はと。700億円かかるだけやという形の中で、私どももこれ選挙をやるといってこの専決処分という形ですが、こういったこと含めて、私は反対の立場とりますんで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。  
（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時35分）

○議長（橋本恭子） それでは、再開します。

それでは、反対討論の発言が終わりました。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第8、議案第44号から日程第17、議案第56号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第8、議案第44号平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

（「ちょっと休憩して」の声あり）

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時37分）

○議長（橋本恭子） 再開します。

再度お諮りします。

本日の日程第8、議案第44号から日程第17、議案第56号までと日程第18……

（「違うがな。ちょっと休憩して」の声あり）

はい、ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時38分）

○議長（橋本恭子） わかりました。再開し

ます。

それでは、日程を再度言います。

本日の日程第8、議案第44号から日程第13、議案第49号までと日程第14号、議案第53号から日程第17、議案第56号までを議題とします。

本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第44号 平成26年度 兵庫県太子町一般会計補正予 算（第5号）

○議長（橋本恭子） 日程第8、議案第44号平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第44号平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を122億7,393万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、県支出金、財産収入、諸収入の追加と国庫支出金繰入金の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、消防費の追加と土木費、教育費、公債費の減額であります。

詳細につきましては総務部長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、議案第44号平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について、詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

歳出全体を通じまして、職員人件費につきましては人事院勧告に基づく給与改定により1,417万3,000円、その他時間外勤務手当の増減等も合わせまして、全体で1,776万5,000円の追加となっております。

人件費につきましては、各項目での説明は割愛させていただきます。

14ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、給与改定にあわせまして、議員期末手当74万6,000円を追加しております。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の住基システム改修委託料129万6,000円の追加につきましては、社会保障・税番号制度への対応をするため、システムのパッケージ導入を27年度に予定しておりましたが、国において27年度当初より連携テストが開始されることに伴ったため、前倒しで今年度実施するものでございます。

項5統計調査費、目2指定統計調査費の追加につきましては、県委託金の追加交付によるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴う追加でございます。

また、18ページの目2老人福祉費及び目4の後期高齢者医療費の節28の繰出金につきましても、それぞれ各特別会計の補正予算によるものでございます。

目3老人医療費、目6障害者福祉費、目7障害者医療費の節20扶助費の増減につきましては、これまでの執行状況とその後の動向を見込み、精査したことによる補正でございます。

目6障害者福祉費、節19負担金・補助及び交付金のグループホーム等利用者家賃助成金17万円の追加は、利用者2名の増に伴うものでございます。

目10臨時福祉給付金等給付事業費につきましても、事業費、事務費等の決算見込みにあわせまして、総額で2,490万5,000円を減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目4母子家庭等医療費、目5児童措置費及び目6乳幼児等医療費の節20扶助費につきましても、これまでの状況と今後の動向を見込み、精査したことによる補正でございます。

目9子育て世帯臨時特例給付金給付事業費につきましては、当初は国の示した算出方法により対象児童数を計上しておりましたが、実際の対象者数がおおむね見込めるようになったため、事務費の精査と合わせまして、総額で217万7,000円を追加するものでございます。

22ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費につきましては、がん検診の補助対象が5歳刻みの節目年齢であったものから、過去にがん検診推進事業で交付した無料クーポン券の未利用者に変更され、当初の予定より大幅に対象人数が増加したことにより、当該検診委託料371万6,000円を追加するものでございます。また、未利用者を受診の再勧奨をするための郵送料6万4,000円を追加しております。

目3母子衛生費、節20扶助費の未熟児養育医療費扶助費126万5,000円の追加につきましては、これまでの状況と今後の動向を見込み、追加するものでございます。

24ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節13委託料の農地台帳システム整備委託料160万2,000円につきましては、農地法の改正に伴い、平成27年度より農地台帳システムの運用方法が変更されるため、農地台

帳システムの改修を行うものでございます。

なお、当事業費の県補助率は10分の10でございませう。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節14使用料及び賃借料のプロッタ借料の9万7,000円の追加につきましては、修理サポートの期限切れにより、図面印刷等に支障を来しておりますので、新たな機種をリースするための追加でございませう。

次に、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節11需用費の修繕料100万円の追加につきましては、道路側溝の老朽化等により、町内5カ所において早急に道路補修が必要となり、追加するものでございませう。

26ページをお願いしませう。

節13の道路ストック総点検業務委託料350万円の追加につきましては、本年度対象箇所の点検を実施いたしますが、人件費の高騰及び道路ののり面4カ所において2次点検が必要となったため、所要額を追加するものでございませう。

次に、道路測量設計委託料300万円でございますが、役場新庁舎南東の沖代線と鶴旧国道線との交差点の信号設置につきましては、警察との協議の結果、新庁舎の開庁までに設置するには年度内に交差点改良工事を実施するように指示があったため、測量設計を委託するものでございませう。節15工事請負費の700万円の追加でございますが、今申し上げました新庁舎南東交差点改良工事の実施と当初予算に予定してなかった緊急な道路補修工事の追加により、不足した額を補正するものでございませう。

項4都市計画費、目2下水道事業費、節28繰出金につきましては、下水道事業特別会計の補正予算による繰出金の減でございます。

28ページをお願いしませう。

款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費及び項3中学校費、目2教育振興費、節20扶助費の追加につきましては、準要保護児童数の増加に伴い、援助費を追加するもので

ございませう。

30ページをお願いしませう。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節7賃金の嘱託教諭賃金43万5,000円の減額につきましては、嘱託職員の退職によるものでございませう。

項5社会教育費、目2公民館費の追加につきましては、県のひょうご社会教育活性化支援事業の補助採択が決定され、防災カフェinたいしを4回に分けて開催することにしており、事業実施に必要な節8報償費から節14使用料及び賃借料までの諸経費25万円を追加しております。

なお、県の補助率は10分の10でございませう。

32ページをお願いしませう。

目7会館管理費、節13委託料の1,957万1,000円の減額につきましては、当初予算にて施設予約・チケット販売システムの更新を計上しておりましたが、システム製造元から本年度の更新は延期し、現行システムの継続使用が可能であるとの連絡を受けたため、導入委託料を減額し、現行システムの保守点検委託料15万円を追加しております。節14使用料及び賃借料の101万3,000円の減額につきましても、システム更新を延期したことによる減額でございませう。

項6保健体育費、目2体育館費、節11需用費の修繕料79万1,000円の追加につきましては、点検等によりまして、トレーニング機器の修理及びトイレの水漏れによる排水施設の修繕を行うものでございませう。

目3総合公園管理費、節11需用費の修繕料14万5,000円の追加につきましては、草刈り機の芝等を送る送風管が破損したことによる修理でございませう。

34ページをお願いしませう。

目4給食センター費、節7賃金の26万3,000円の追加につきましては、職員の病気休暇による臨時事務員賃金でございませう。節11需用費の修繕料の追加につきましては、食器洗浄機モーターの老朽化による漏電が生じ

ておりましたので、その取りかえと消毒保管庫の蒸気漏れにより、修繕を行うものでございます。節12役務費の25万8,000円の追加につきましては、漏電点検、また換気扇の清掃を行った手数料でございます。節18備品購入費の18万1,000円の追加につきましては、調理員が使用しておりますジェットタオルが故障し、修理が不可能であったため、購入するものでございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金、節23償還金・利子及び割引料の長期債元金償還金110万7,000円の追加につきましては、平成15年度発行債の10年利率見直しにおきまして利率が引き下げられたため、元利均等償還額の再計算に従い、元金を追加するものでございます。

目2利子、節23償還金・利子及び割引料の長期債利子償還金の599万6,000円の減額につきましては、先ほどの利率見直しによる引き下げ、また平成25年度、26年度発行債の借入利率、借入実績にあわせて減額するものでございます。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

8ページをお願いします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の1,818万7,000円の追加につきましては、歳出18ページの障害者福祉及び20ページの児童措置費の補正による国庫負担金の追加でございます。

目2衛生費国庫負担金の62万円の追加につきましては、歳出22ページの母子衛生費の未熟児養育医療費扶助費の追加に伴うものでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の98万1,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備補助金の交付額の決定による追加でございます。

目2民生費国庫補助金及び目4土木費国庫補助金につきましては、歳出予算に伴う国庫補助金の増減でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金の1,008万6,000円の追加につきましては、国庫負担金と同様に歳出の障害者福祉及び児童措置費の補正によるもの及び次のページの過年度児童手当負担金の追加によるものでございます。

10ページをお願いします。

目3衛生費県負担金の31万円の追加につきましても、歳出の母子衛生費の未熟児養育医療扶助費の追加によるものでございます。

項2県補助金、目2民生費県補助金につきましては、歳出の民生費予算の県補助金の増減に伴うものでございます。

目4農林水産業費県補助金の160万2,000円の追加につきましては、歳出24ページの農業委員会費の農地台帳システム整備に係る補助金でございます。

目6教育費県補助金の25万円の追加につきましては、歳出30ページの公民館費の防災カフェinたいしの実施に係る補助金でございます。

項3委託金、目1総務費委託金につきましては、統計調査費委託金の交付決定による追加でございます。

12ページをお願いします。

款16財産収入、項1財産運用収入、目3不動産売払収入の44万円の追加につきましては、東出地区の里道20.04平米を譲渡いたしましたので、その収入でございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の1,290万7,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入の揖龍保健衛生施設事務組合派遣職員給与等戻入の追加につきましては、給与改定における人件費の補正によるものでございます。

以上で平成26年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第9 議案第45号 平成26年度  
兵庫県太子町国民健康保険特  
別会計補正予算（第2号）**

○議長（橋本恭子） 日程第9、議案第45号平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第45号平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等による人件費、事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ181万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億4,503万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金の追加と国民健康保険税、療養給付費等交付金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、基金積立金の追加と保険給付費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長より御説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 議案第45号平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では給与改定等による人件費の追加、医療費の増減に伴う保険給付費の補正であります。

歳入では、決算見込みによる国民健康保険税の補正、歳出の保険給付費の補正に伴う国庫支出金等の補正、財政安定化支援事業費の確定等による一般会計繰入金の追加でございます、財源調整のため、歳出の財政調整基金積立金を追加しております。

それでは、歳出から御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、給与改定等による人件費の追加として57万8,000円を追加しております。

款2保険給付費、項1療養諸費につきましては、3月診療分から8月診療分までの実績により今後の支出見込みを行った結果、目1一般被保険者療養給付費において1,700万円を追加するとともに、目2退職被保険者等療養給付費においては1,400万円を減額しております。

項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費につきましては、2月診療分から7月診療分までの実績により今後の支出見込みを行った結果、700万円を減額しております。

12ページをお願いします。

款9基金積立金につきましては、歳入歳出補正の結果生じた差額161万円の財源調整のため、財政調整基金積立金を追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いします。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、決算見込みにより現年課税分で1,140万円を追加しております。これは、主に徴収率が当初予算時の想定よりも上昇していることによるものであります。

目2退職被保険者等国民健康保険税につきましては、現年課税分で1,393万6,000円を減額しております。この要因は、主に退職被保険者数の減によるものであります。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金718万4,000円の追加、項2国庫補助金、目1財政調整交付金130万2,000円の追加につきましては、歳出の一般被保険者に係る保険給付費の補正に伴い追加しております。

8ページをお願いします。

款4療養給付費等交付金につきましては、

退職被保険者等国民健康保険税の補正、また歳出の退職被保険者等療養給付費の補正に伴い、1,033万円を減額しております。

款6県支出金、項2県補助金、目2財政調整交付金につきましては、節1普通調整交付金において111万5,000円を追加、節2特別調整交付金において18万3,000円を追加しております。いずれも歳出の一般被保険者に係る保険給付費の補正に伴い追加しております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等の繰入金につきましては、歳出の一般管理費を57万8,000円追加したことに伴い、同額を追加しております。また、節4財政安定化支援事業繰入金につきましては、平成26年度普通交付税における算定額の確定により、69万2,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ181万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,503万4,000円とするものでございます。

以上で平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第46号 平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（橋本恭子） 日程第10、議案第46号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第46号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等による人件費、事業執行に伴う関係経費の補正、地方債を廃止するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ153万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1,169万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、国庫支出金、諸収入の追加と県支出金、繰入金、町債の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、地域支援事業費の追加と介護サービス事業費の減額であります。

また、地方債の補正につきましては、財政安定化基金貸付金が不要となったことから、1事業を廃止するものであります。

詳細につきましては生活福祉部長より御説明いたしますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 議案第46号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では決算見込みによる介護保険料の補正、歳出の保険給付費の補正に伴う国庫支出金等の補正、保険料収入額の増額及び介護給付費の決算見込みによる財政安定化基金貸付金の減額、一般会計繰入金の追加、財源調整のため介護給付費準備基金繰入金の減額をしております。

歳出では、決算見込みによる保険給付費の増減補正、給与改定等による人件費の追加、臨時職員賃金の追加補正をしております。

それでは、歳出から説明をいたします。

11ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、給与改定等による人件費として77万5,000円を追加し、賃金として臨時職員の産休、育休に伴う臨時事務職員1名の雇用により34万8,000円を追加、合わせて112万3,000円を追加しております。

款2保険給付費、項1介護諸費につきましては、各サービス給付費の上半期の実績により今後の支出見直しを行った結果、介護サー

ビス費におきましては1,519万3,000円を減額し、予防サービス費においては483万6,000円を追加、特定入所者サービス費においては1,035万7,000円を追加するものです。

13ページをお願いします。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費につきましては、給与改定等による人件費として8万6,000円を追加、賃金として嘱託職員の退職による支給額調整により23万2,000円を減額、合わせて14万6,000円減額しております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、給与改定等による人件費として56万円を追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお願いします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料につきましては、1,735万6,000円を追加しております。これは、被保険者数の増加に伴い、所得段階層基準額以上の被保険者が当初予算時の想定よりも増加していることによるものでございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、歳出の介護給付費、介護諸費の見直しに伴い、418万4,000円を追加しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金につきましては、本年度の補助率が確定したことにより、130万4,000円を減額しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金につきましては、歳出の介護給付費、介護諸費の見直しに伴い、418万2,000円を減額しております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、人件費の補正に伴い、162万1,000円を追加しております。

9ページをお願いします。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料の増額、財政安定化基金貸付金の減額に伴い、694万

9,000円を減額しております。

款10諸収入、項3雑入、目2第三者納付金につきましては、交通事故による加害者からの損害賠償金として、11万2,000円を追加しております。

款11町債、項1財政安定化基金貸付金、目1財政安定化基金貸付金につきましては、当初財源不足が生じるとの見込みにより借入れを予定しておりましたが、介護保険料収入の増加と保険給付費の伸びが予想を下回る見込みとなったことで借入れが不要となることから、930万1,000円を減額するものです。

続きまして、3ページをお願いします。

第2表地方債の補正につきましては、財政安定化基金貸付金が不要となることから、廃止といたします。

以上で議案第46号平成26年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第11 議案第47号 平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

○議長（橋本恭子） 日程第11、議案第47号平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第47号平成26年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等による人件費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,419万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、事務費繰り入れの対象である人件費の追加に伴い、一般会計

繰入金10万円を追加しております。

歳出予算につきましては、一般管理費において、給与改定等による人件費10万円を追加しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第48号 平成26年度
兵庫県太子町下水道事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（橋本恭子） 日程第12、議案第48号平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第48号平成26年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等による人件費、事業執行に伴う関係経費を補正するものであります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ488万円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億6,999万円とするものであります。

歳入予算の内容につきましては、下水道費国庫補助金で雨水貯留浸透施設設置補助金の国の内示により5万円を追加し、一般会計繰入金では歳入歳出の財源調整により3,664万円の減額、繰越金では前年度繰越金として、9月補正時に一部計上した額を除いた3,171万円を追加しております。

歳出予算の内容につきましては、一般管理費で給与改定等により人件費19万9,000円を追加し、平成25年度分の消費税について、491万円を減額しております。

また、公共下水道事業費では、給与改定等により、人件費を18万1,000円、雨水貯留槽

設置補助金を15万円追加しております。

前処理場管理費では、消費税額を予算計上しておりましたが、下水道事業分と前処理場事業分をあわせて申告したため、50万円を減額するものです。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第49号 平成26年度  
兵庫県太子町水道事業会  
計補正予算（第2号）

○議長（橋本恭子） 日程第13、議案第49号平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第49号平成26年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等による人件費、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

予算第3条収益的支出の事業費用において297万6,000円を追加し、収益的支出総額を6億3,213万6,000円とするものです。

その内容としましては、給与改定等による人件費80万7,000円、立岡山中継ポンプの使用電力の増加に伴う動力費216万9,000円を追加しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第53号 太子町国民
健康保険条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第14、議案第53号

太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第53号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、分娩に関連して重度脳性麻痺となった乳児とその家族の経済的負担を補償する産科医療補償制度の掛金額が見直されたことに伴い、掛金額分を加算している出産育児一時金の当該加算額を引き下げるとともに、それ以外の出産育児一時金の額については平均的な出産費用が増加していることから、支給額を引き上げるものです。

この結果、出産育児一時金の総額は現状と同じ42万円となり、変更はございません。

施行日につきましては、平成27年1月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第54号 太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について**

○議長（橋本恭子） 日程第15、議案第54号太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第54号太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について説明を申し上げます。

現在、地区計画の都市計画決定された竹広南地区、糸井カジタ地区、鶯柳川地区において建築行為などを行う場合は、都市計画法の規定により届け出が必要となっておりますが、

あくまで届け出であるため、適正な土地利用が確実に担保できません。

また、建築基準法では、地区計画区域内において地区計画の内容を条例で制限をすることができることと規定されており、これを受けて建築物の制限を条例で定め、地区住民が目指す将来像である地区計画の内容の実現をより確実に担保するため、本条例の制定を行うものです。

施行日につきましては、平成27年1月1日としております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第54号太子町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

現在、町内において地区計画の都市計画決定された地区が3地区、竹広南地区、糸井カジタ地区、鶯柳川地区がございます。

この3地区の地区計画については、地区の課題などを踏まえ、住民と行政が連携しながら地区の目指すべき将来像となる地区整備計画の原案を作成し、条例及び都市計画法の規定による縦覧、太子町都市計画審議会の承認、兵庫県知事の同意を得て、平成23年度と平成24年度に都市計画を決定しております。

本件につきましては、地区計画の決定を受けた区域で建築行為などを行う場合は、都市計画法の規定により届け出が必要となりますが、あくまでも届け出であるため、地区計画で定める適正な土地利用が確実に担保できません。

また、建築基準法第68条の2で、町は地区計画の区域内において、建築物に関する事項で地区計画の内容として定められたものを、条例で制限することができることと規定しています。

これを受けて、地区計画の区域内における

建築物の制限の内容を町の条例で定めることで建築基準法との連携を図り、地区住民が目指す将来像である地区計画の内容の実現をより確実に担保することができるようにするため、本条例の制定を行うものです。

条例の主な項目として、第3条において各地区における建物の用途、第5条において最低敷地面積、第6条において高さの最高限度、第7条において壁面の位置についての制限を設けております。

各制限については別表第2のとおり、各地区の整備計画に基づき、竹広南地区においては既成の良好な住環境を阻害しないよう、住宅や長屋、集会所等に建築できる建築物の用途制限を設け、あわせて低層でゆとりのあるまちづくりのため、最低敷地面積、高さの最高限度を設け、糸井カジタ地区においても竹広南地区と同様に低層の住宅地の形成を図りながら、都市計画道路の沿道は中層の有効な土地利用も一定許容する制限としております。

鶉柳川地区においては、新庁舎を中心とした太子町の新たな核として、周囲の住環境に配慮しつつも、地域交流を促し、にぎわいのある沿道景観の町を目指し、他地区同様、建物の用途、最低敷地面積、高さの最高限度についての制限を設けております。

なお、第11条におきまして、条例の実効性を高めるため、許可なく基準に適合しない建物を建築した違反者には、50万円の罰金に処す罰則を定めております。

最後に、この条例の施行日は平成27年1月1日といたしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第55号 太子町下水道事業基金条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第16、議案第55号

太子町下水道事業基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第55号太子町下水道事業基金条例の制定について説明を申し上げます。

地方公営企業法の財務規定の適用拡大に向け、人口3万人以上の団体で住民生活に密着した下水道事業については、平成32年4月までに企業会計へ移行するよう、総務省より通知がありました。

下水道事業の企業会計を地方公営企業法に基づく企業会計方式に移行することで財務内容や損益が明確になり、中・長期的な経営見通しが把握しやすくなります。

本町においても企業会計方式への移行を行うため、その準備行為として留保財源を確保する必要があり、本条例の制定を行うものです。

施行日につきましては、公布の日としております。

なお、詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第55号太子町下水道事業基金条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

地方公営企業法の財務規定の適用拡大に向け、人口3万人以上の団体で住民生活に密着した下水道事業については、平成32年4月までに企業会計へ移行するよう、総務省より通知がありました。

下水道事業の企業会計を地方公営企業法に基づき企業会計方式に移行することで、資産や負債などの財務内容や損益が明確になり、中・長期的な経営見通しが把握しやすくなるため、本町においても準備を進めております。

その移行準備として、下水道事業を企業会計へ移行するためには、資本的収支における赤字補填のための留保財源を積み立てておく必要があり、本条例の制定を行うものです。

条例の主な項目として、第1条に設置の目的、第3条に基金の管理方法として、金融機関への預金管理を基本としつつ、確実かつ有利な定期預金、通知預金といった金融商品や有価証券での運用が可能である旨を規定しております。

なお、有価証券の運用につきましては、現在水道事業会計で行っている国債、地方債の売買運用に準じたものを想定いたしております。

次に、第4条におきまして、基金の処分について、下水道事業の資金及び運転管理に要する経費に充てる財源とする場合に限り、基金繰入金で予算措置をした上で処分できるように規定しております。

次に、第6条では基金の運用収益の処理方法について規定し、基金から生じる収益は予算に計上して基金に繰り入れることとしております。

この収益金は、公営企業法を適用した会計制度への移行後は営業外収益の科目となり、事業収益となりますが、特別会計である間は基金に積み立てることになります。

施行日につきましては、公布の日としております。

以上、よろしく御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第56号 太子町学童  
保育園事業実施条例の一部  
を改正する条例の制定につ  
いて**

○議長（橋本恭子） 日程第17、議案第56号太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第56号太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の中で、児童福祉法の一部が改正されたこと等により、条例名称、対象児童の範囲及び開園日などの支援拡大を行うよう、本条例を改正するものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日としておりますが、一部については子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行日の日としております。

なお、詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第56号太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の中で児童福祉法の一部が改正されたことなどにより、本条例を改正するものでございます。

それでは、改正内容について具体的な御説明を申し上げます。

まず、条例名称の一部と第1条の改正につきましては、当該事業が児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業であること、また事

業の趣旨を明確にするために改めるものです。

次に、第2条の改正については、学童保育園の名称と位置を明記するものです。

次に、第3条の改正につきましては、これまで対象児童を小学校1年生から3年生までとしておりましたが、小学校に就学する者に改め、支援拡大を行うものでございます。

次に、第4条の改正につきましては、対象児童の範囲拡大に伴い、入所を希望する児童の増加を考慮し、定員を30人から50人に改めるものでございます。

次に、第5条の改正につきましては、学童保育園の開園期間及び開園時間に関する文言を改めるものです。

次に、第6条の改正につきましては、学童保育園の休園日について、小学校の運動会や参観日など学校行事が休日に開催されたときの振替日についても、保護者の利便性を考え開園することとし、またその他文言の修正を行うものでございます。

次に、管理運営を教育委員会が実施する旨を明記するために、第2条の次に新しく第3条を追加し、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げております。

次に、第7条の改正につきましては、規定していた事業内容が改正後の第1条に明記されたため、削除するものです。

次に、第8条の改正につきましては、軽微な文言修正でございます。

次に、第12条の改正につきましては、学童保育園の運営責任者及び運営補佐役について、法律等に設置根拠がないため、条文を削除するものです。

次に、第13条の改正につきましては、厚生労働省令に従い、「学童指導員」を「放課後児童支援員」に、「指導補助員」を「放課後児童支援補助員」に名称を改め、1条を繰り上げるものでございます。

次に、第14条の改正につきましては、児童の送迎に係る規定を運営規程に規定するため、条文を削除いたします。

次に、第15条の改正につきましては、条例の施行に関して必要な事項を規則に委任することとし、同条を第13条とするものでございます。

また、附則の次に第2条に係る別表を追加いたしております。

施行日につきましては、平成27年4月1日としておりますが、第1条及び第13条の改正規定について、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時34分）

（再開 午前11時35分）

○議長（橋本恭子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第18 議案第50号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第51号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第18、議案第50号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第20、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第50号から議案第52号までの条例改正について、一括して説明を申し上げます。

去る8月7日、人事院より国家公務員の給与改定等についての勧告がありました。

本年度の人事院勧告の主な内容として、1点目に民間給与との格差1,090円、0.27%を解消するため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の水準が引き上げられます。

2点目に、交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げられます。

3点目に、期末勤勉手当の支給月数を民間の支給割合に見合うよう、0.15月引き上げることであります。

この勧告に基づき、国の給与関係法律の一部を改正する法律が11月19日に公布されたことに伴い、これに準じて地方公務員の給与においても同様の改正を実施するものでございます。

最初に、議案第50号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

期末手当の支給率を引き上げるものでございます。12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き上げ、「1.975月」を「2.125月」とするものでございます。

また、27年度からは合計支給月数は変わりませんが、6月期の期末手当の支給月数の「1.875月」を「1.95月」に、12月期の「2.125月」を「2.05月」とするものでございます。

また、議会議員の期末手当についても、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で同条例の例によることとなっているため、同様となります。

施行日については、12月1日でございますが、27年度からの支給分は平成27年4月1日としております。

次に、議案第51号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、特別職の給与条例と改正内容が同じでございますので、省略させていただきます。

次に、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、月例給の引き上げ、通勤手当の引き上げ及び期末勤勉手当の引き上げを改正内容とし、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

本条例の詳細につきましては副町長より御説明させていただきます。

以上で議案第50号から議案第52号までの条例の改正についての提案説明とさせていただきますが、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第50号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

当町は特別職の職員の期末手当については一般職の職員の期末・勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じ、その支給月数を改正するものでございます。

それではまず、第1条太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、期末手当の改正について、第3条第4項の表、12月1日の項を一般職の職員に準じて0.15月分引き上げております。

この改正により、特別職の職員の期末手当の年間支給月数は、3.85月分から4月分となります。所要額は、22万6,000円となっております。

次に、第2条について説明をいたします。

第1条で改正しました期末手当の月数について、支給割合を変更するものでございます。

6月「1.875月」、12月「2.125月」を、6月「1.95月」、12月「2.05月」に改正しております。支給総月数は変更ございません。

なお、この改正につきましては、平成27年4月1日の施行としております。

また、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項により議会議員の期末手当についても準用されますので、議会議員の期末手当も同様の改正が行われることとなります。

以上で議案第50号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

当町は、教育委員会教育長の期末手当については、一般職の職員の期末・勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じて、その支給月数を改正するものでございます。

それではまず、第1条太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、期末手当の改正について、第3条第4項の表、12月1日の項を、一般職の職員に準じて0.15月分引き上げております。

この改正により、教育委員会教育長の期末手当の年間支給月数は3.85月分から4月分となります。所要額は10万3,000円となっております。

次に、第2条について説明をいたします。

第1条で改正しました期末手当の月数について、支給割合を変更するものでございます。

6月「1.875月」、12月「2.125月」を、6月「1.95月」、12月「2.05月」に改正しております。支給総月数については、変更ございません。

なお、この改正につきましては、平成27年4月1日の施行としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

当町は、従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて、一般職の職員の給与において改定を実施するものでございます。

本年の人事院勧告において、その骨子は民間給与との格差1,090円、0.27%を埋めるため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げること、交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況などを踏まえ、使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げること、また賞与を民間の支給割合に見合うよう、3.95月分から4.1月分に引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分することとなっております。

なお、給料と通勤手当については平成26年4月より遡及適用すること、勤勉手当については12月期の支給分で調整することが勧告されています。

また、平成27年4月1日以降、地域間、世代間の給与配分の見直し及び職務や勤務実績に応じた給与配分といった給与の総合的見直しについてもあわせて勧告されておりますが、こちらは3月議会に上程する方向で調整しております。

それではまず、第1条一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、給料表の改正について、第3条に係る別表第1を、世代間の給与配分の観点に立って、若年層に重点を置いて改定しております。

初任給についても民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,000円引き上げております。

また、50歳代後半層の職員の在職実態等を踏まえ、3級以上の級の高位号給については改定を行わないこととしております。

対象職員は165名であり、所要額は235万8,000円となっております。

次に、通勤手当の改正について、第11条の3第2項第2号の交通用具使用者に係る通勤手当を、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げ改定を行っております。

対象職員は57名であり、所要額は23万8,000円となっております。

次に、再任用職員以外の職員における勤勉手当の改正について、第20条第2項第1号を支給月数0.15月分の引き上げに伴い、12月の勤勉手当を0.15月分引き上げております。

この改正により、当該職員の期末・勤勉手当の年間支給月数は、3.95月分から4.1月分となります。

また、再任用職員においては、同項第2号を支給月数0.05月分の引き上げに伴い、12月の勤勉手当を0.05月分引き上げております。

この改正により、当該職員の期末・勤勉手当の年間支給月数は、2.1月分から2.15月分となります。

給料表の改正に伴う6月の期末・勤勉手当の増額分と合わせて、所要額は1,050万4,000円となっております。

次に、第2条について説明をいたします。

第1条で改正しました勤勉手当の月数について、支給割合を変更するものでございます。

再任用職員以外の職員について、6月「0.675月」、12月「0.825月」を「0.75月」ずつに改正いたしております。

また、再任用職員については、6月「0.325月」、12月「0.375月」を「0.35月」ずつに改正しております。

それぞれ、支給総月数は変更ございません。

なお、この改正につきましては、平成27年4月1日の施行としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第50号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第51号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第52号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後2時03分)

○議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託しておりました議案第50号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

議案3件については、所管の総務常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長平田孝義議員。

○平田孝義議員 御苦労さまでございます。

これより委員会審査報告書を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第50号。付託年月日、平成26年11月27日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年11月27日木曜午後1時から午後1時13分。

3、審査経過及び結果。

審査経過。質疑なし。

審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第51号。付託年月日、平成26年11月27日。件名、太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年11月27日木曜午後1時から午後1時13分。

3、審査経過及び結果。

審査経過。近隣市町において、今回の国の給与関係法律の一部改正を伴わない市町はあったかという質疑に対して、県下で該当する市町はないとの回答であった。

審査結果。全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第52号。付託年月日、平成26年11月27日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年11月27日木曜午後1時から午後1時13分。

3、審査経過及び結果。

審査経過。3級以上の改正がない理由はどの質疑に対して、3級から6級の間で大体

55、56歳以上で対象外となる職員は25名いるとの説明があった。

県下他市町における3級以上の職員は同様の扱いかとの質問に対して、同様の改正が行われると思うとの説明があった。

通勤手当において、もっとも遠距離通勤の方はどこから通われているかとの質疑に対して、加古川市から25キロかけて通う職員がいるとの説明であった。

審査結果は、全員賛成によって可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で総務常任委員会委員長平田孝義議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により、1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第50号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第51号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 請願第8号 「集团的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願

○議長（橋本恭子） 日程第21、請願第8号「集团的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

上程中の請願につきましては、所管の総務常任委員会に付託して休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会副委員長清原良典議員。

**○清原良典議員** この件に関しましては、委員長を交代し審査いたしましたので、私が報告をいたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告をします。

審査した事件。受理番号、請願第8号。付託年月日、平成26年9月2日。件名、「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書を提出。

審査年月日。第1回、平成26年9月10日水曜日午前10時から午前11時38分。2回目、平成26年10月9日木曜日午前10時から午後0時6分。3回目、26年11月13日木曜日午前10時から午前11時5分。

審査経過及び結果。

1、審査経過。参考人として、兵庫県高等学校教職員組合の稲次書記長、西播支部の栗原執行委員兩名に出席を求め、請願の趣旨説明を受けた後、審査を行った。

兵庫県内の市町への請願提出状況、閣議決定に対する教育委員会、生徒等の反応について質疑応答があった。

委員からの主な意見は次のとおりである。

・集団的自衛権の行使を容認するということは、海外で戦争をしてはならないという憲法上の歯どめを外すことになりかねない。

・請願の趣旨は、法案を国会に早く出すな、もっと話し合っしてほしいという内容であるので、早急に委員会として結論を出すべきである。

・集団的自衛権の行使の容認には反対だが、国の中でガイドラインは着手されているが、それに伴う関連法案は未着手でまだ決

定していない状態での請願提出は拙速である。

・請願者は、集団的自衛権の行使の容認を早くとめないといけない気持ちで提出されている。過去の戦争を踏まえて考えると、対外的に日本が狙われてくる可能性も出てくる。

2、審査結果は、賛成多数で採択すべきものと決した。

賛成者、平田委員、井川委員、堀委員。反対者、藤澤委員。

3、措置事項として意見書を提出する。

以上、報告いたします。

**○議長（橋本恭子）** 以上で副委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（橋本恭子）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

中島貞次議員。

**○中島貞次議員** 本日上程されました「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」案に対しまして、反対討論を行います。

前もって言うておきますが、私自身、集団的自衛権については反対の立場であります。

まず初めに、このたびの請願が付託されました総務常任委員会の場で、本年7月1日の閣議決定文書である国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についてを全く調査研究がされなかったことは、非常に残念な思いでいっぱいであります。

憲法第9条のもとでの武力行使はどこまで認められるかについては、1972年の自衛権に関する政府見解において、自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという窮迫、不正の事態に対処し、国民のこ

これらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるとあります。

このたびの閣議決定文書は、新三要件を示して、今までの政府見解の論理を守り、憲法第9条のもとで認められる自衛の措置の限界を示しているのであります。

新三要件とは、1、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。2、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないとき。3、必要最小限度の実力を行使する。とあります。

このことから、武力の行使はあくまで自国防衛に限った措置であることを明確にしました。いわば、日本への武力攻撃に匹敵するような事態にのみ武力行使が認められており、外国の防衛、それ自体を目的としたいわゆる集団的自衛権の行使は一切認めていません。

日本国憲法前文において、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有するとあり、また憲法第13条には、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については最大の尊重が必要とあります。

このことから、政府は自国防衛のための自衛権、いわゆる個別的自衛権は認められると長年解釈してきました。

このたびの閣議決定文書をよく読めばわかりますが、どこを探しても他国を攻撃する、あるいは戦闘行為にある同盟国を助けるために海外派兵をするということは一切明記されておられません。

このような集団的自衛権を可能にするためには、憲法改正以外にはないのであります。

マスコミや新聞報道等で集団的自衛権が取り上げられ、今回の閣議決定により、徴兵制の復活あるいは海外派兵が可能になった等々の報道がありましたが、閣議決定文書の中身を読めば、そういう事態にならないことは明

確にわかることであります。

あくまでも個別的自衛権の範囲であり、専守防衛が我が国がとるべき道筋であることを明確にいたしました。

7月14日、15日に行われました衆参両院の予算委員会の集中審議において、安倍総理や横畠内閣法制局長官の答弁の中で、このたびの閣議決定文書は解釈改憲には当たらず、引き続き専守防衛に徹し、軍事大国とはならず、非核三原則を堅持すると明確に答弁、現憲法第9条のもとでは戦争目的での海外派兵はあり得ないし、集団的自衛権の行使もないと断言されました。

これは、国会での発言であり、我々としては尊重すべき答弁ではないかと考えます。

政府のこのような発言等を鑑みますと、このたびの意見書の内容とは全くそぐわない点があり、意見書提出は拙速の感が否めないと考え、反対といたします。

以上です。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから請願第8号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 賛成8名です。同数かな。

ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午後2時23分)

(再開 午後2時23分)

○議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

挙手多数です。したがって、請願第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時24分)

(再開 午後2時24分)

○議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 意見書案第4号 集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書の提出について

○議長(橋本恭子) 追加日程第1、意見書案第4号集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書(案)の提出についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して平田孝義議員。

○平田孝義議員 これより集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書を報告いたします。

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更は、歴代政府が禁じてきた海外での武力行使に道を開き、国土防衛に徹する専守防衛の

基本方針を転換し、憲法第9条を死文化させてしまう可能性があります。このような大転換を現内閣ができるほど国民の中にこの議論が深まっているとは到底考えられません。憲法の尊重擁護義務を課せられた内閣は、憲法を遵守し、憲法に従って行政を執行する責任を有するものであり、行政権の行使としての解釈変更は立憲主義そのものを破壊しかねません。

今後、安倍内閣は集団的自衛権関連法案の具体化として、自衛隊の活動の根拠となる法案を一括して国会に提出する方針を表明しました。しかし、今回の閣議決定を受けて、国民の間にはさまざまな不安や危機感が大きく広がっています。国会での法案の審議には十分な議論とともに、多くの国民の合意が不可欠です。

過去の戦争で、地域も、学校も、親たちまでが一緒になって若者をお国のために命をささげろと戦場に送り込んでしまいました。痛恨の過ちを二度と繰り返してはなりません。この先、地域の若者を戦場に送り出すことにつながらないように、下記事項を強く要請します。

1、憲法を遵守し、憲法に従って行政を執行すること。

2、集団的自衛権の行使を具体化させる法案については、拙速に国会に提出しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年11月27日。

内閣総理大臣安倍晋三様、外務大臣岸田文雄様、防衛大臣江渡聡徳様。兵庫県太子町議会議長橋本恭子。

以上です。

○議長(橋本恭子) 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。
したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

~~~~~

## 日程第22 請願第10号 手話言語法 制定を求める意見書の提出 を求める請願書

○議長(橋本恭子) 日程第22、請願第10号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

上程中の請願につきましては、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員。  
ゆっくり読んであげてね。

○首藤佳隆議員 それでは、請願審査報告書を読み上げます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。1、審査した事件。受理番号、請願第10号。付託年月日、平成26年9月2日。件名、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。平成26年9月8日月曜日

午前10時から午後4時10分。平成26年10月8日水曜日午前10時54分から午前11時58分。平成26年11月12日水曜日午前10時から午前11時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。9月の委員会では、付託案件が多くて十分な時間がとれないため、継続審査とした。

10月の委員会では、請願理由を協議して、手話が音声言語と対等な言語であるという趣旨を踏まえて、採択の方向でまとまったが、意見書の文言について検討するため、継続審査とし、11月の委員会で意見書を提出することを決定した。

(2)審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決した。

(3)措置事項として、意見書を提出する。

以上、報告いたします。

○議長(橋本恭子) 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから請願第10号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、請願第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時34分)

(再開 午後2時34分)

○議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま手話言語法制定を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 意見書案第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

○議長(橋本恭子) 追加日程第2、意見書案第3号「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、「手話言語法」制定を求める意見書について、まず提案理由を述べさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、聴覚障害者にとって情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

これに伴い、去る平成18年12月には国連において障害者権利条約が採択され、手話が言語として国際的に認知され、また国においては同条約を批准し、障害者基本法が平成23年8月に改正され、手話は言語に含まれることが明記されました。

以上のことから、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現するため、国に意見書を提出するものであります。

続いて、「手話言語法」制定を求める意見

書の案を読み上げます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年(平成18年)12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年(平成23年)8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は可能な限り言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言葉であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本町議会は政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月27日。

内閣総理大臣殿。太子町議会議長橋本恭子。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長に御一任いただきしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月1日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後2時41分）